

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 8 号に掲げる固定式刺し網漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 4 年 3 月 3 日

青森県知事 三村 申吾

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
くるまえば固定式刺し網漁業	5 隻	10 トン未満	定めなし	<p>1 西共第 19 号及び第 20 号共同漁業権漁場</p> <p>2 次の基点 1、点ア、点イ、点ウ及び基点 2 を順次に結んだ 4 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、前記共同漁業権漁場の区域以外の共同漁業権漁場の区域を除く。</p> <p>基点 1 五所川原市十三湖水戸口灯台</p> <p>基点 2 西津軽郡深浦町大戸瀬崎灯台</p> <p>点ア 基点 1 から正西 6,400 メートルの点</p> <p>点イ 点アから真方位 186 度の線と点ウから真方位 62 度の線との交点</p> <p>点ウ 基点 2 から正北 3,500 メートルの点</p>	7 月 1 日から 8 月 31 日まで	つがる市に住所を有する者	令和 4 年 3 月 3 日から 令和 4 年 6 月 1 日まで	<p>1 許可の有効期間は、許可の日から令和 4 年 8 月 31 日までとする。</p> <p>2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。</p> <p>3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。</p> <p>(1) 施網できる網は 2 ヶ統以内（1 ヶ統 606 メートル以内）としなければならない。</p> <p>(2) 定置漁業の操業中は、その前面、後面及び沖合 700 メートル以内の海域で操業してはならない。</p> <p>(3) 8 月 1 日から 8 月 31 日までの間は、水深 20 メートル以浅で操業してはならない</p>
	8 隻			<p>次の基点 1、点ア、点イ、点ウ及び基点 2 を順次に結んだ 4 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、漁業権漁場を除く。</p> <p>基点 1 五所川原市十三湖水戸口灯台</p> <p>基点 2 西津軽郡深浦町大戸瀬崎灯台</p>		西津軽郡鰯ヶ沢町に住所を有する者		
	13 隻			<p>点ア 基点 1 から正西 6,400 メートルの点</p> <p>点イ 点アから真方位 186 度の線と点ウから真方位 62 度の線との交点</p> <p>点ウ 基点 2 から正北 3,500 メートルの点</p>		西津軽郡深浦町に住所を有する者		